

「まえばし健康づくり協力店」登録制度実施要綱

平成30年6月25日伺い定め

(目的)

第1条 社会環境の変化に伴い市民の食生活も多様化する中で、市民の健康寿命を延伸し、心身ともに健康で質の高い生活を送るためには、市民の食生活を健康づくりの観点から支援するための食環境の整備が重要となっている。そこで、食を通じた健康づくりを推進するため、飲食店等をはじめとする民間企業、団体等の協力を得て、市民が地域社会の中で適切な食生活を実践するための支援を行うことを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、前橋市（以下「市」という。）とする。

(定義)

第3条 「まえばし健康づくり協力店」（以下「協力店」という。）とは、市内で営業（運営）している施設であり、市の進める健康づくりのための食環境整備に賛同し、市民の健康づくりの支援に主体的に取り組む意志を有する施設として登録されたものとする。

(対象)

第4条 この協力店の対象は、次の営業（運営）を行っている施設とする。

- (1) 飲食店（一般食堂・料理店・すし店・そば店・喫茶店・レストラン・仕出し店等）
- (2) そう菜等製造業（そう菜店・菓子店等）
- (3) 宿泊施設（旅館・ホテル等）
- (4) 事業所給食施設
- (5) 小売業等販売店舗（スーパー・コンビニエンスストア等）

(登録)

第5条 登録要件は、次の各号いずれにも該当する施設とする。

- (1) 第6条に挙げた協力事項の（1）及び（2）の両方、またはいずれかを実施する施設とする。
 - (2) 役員及び従事者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- 2 登録部門は、第4条の対象となる施設の業態に応じ、次の部門に区分して行う。
- (1) 飲食店部門（第4条の（1）、（2）、（3）の施設）
 - (2) 給食部門（第4条の（4）の施設）
 - (3) 販売部門（第4条の（5）の施設）

(協力事項)

第6条 登録された協力店は、第1条の目的を達成するため、次の協力事項を実施する。

- (1) 健康づくり支援メニュー（以下「健康メニュー」という。）提供
次のいずれか1つ以上の基準を満たす健康メニューを提供していることを利用者に明示し、該当する項目の基準となる栄養価や量の表示を行う。

(表1) 健康メニューの基準

メニュー項目	1食分※あたりの基準
バランスメニュー	・主食、主菜、副菜がそろっている ・食塩相当量 3.5 g 以下 ・野菜量 100 g 以上 ・エネルギー 概ね500～700 kcal の範囲
エネルギーひかえめメニュー	エネルギー 650 kcal 以下
食塩ひかえめメニュー	食塩相当量 3.0 g 以下
野菜たっぷりメニュー	野菜量 120 g 以上

※おかず単品やサイドメニュー等のみは該当しない。

(2) 健康づくり支援サービス（以下「健康サービス」という。）提供

次の項目を参考に、各施設の業態に応じた健康サービスを1つ以上提供していることを利用者に明示し、各健康サービスの具体的な内容の表示を行う。

(表2) 健康サービスの内容

サービス項目	具体的な内容（例）
食塩ひかえめ	・味付けを薄味に調整（選択）できる（調味をひかえめにする） ・調味料（しょうゆ、ソースなど）が別添えになっている ・減塩調味料（減塩しょうゆ、減塩みそなど）が使用できる
エネルギーひかえめ	・ご飯、めん類などの主食の量を少なめに調整（選択）できる ・ノンオイルドレッシングなどを選択できる
野菜たっぷり	・野菜のおかわりができる
食べやすさ	・希望者には通常よりやわらかくする、小さく切って提供する等の調整ができる
健康情報提供	・健康情報を発信する（独自に作成した資料の提示や県や市から提供されるパンフレット、チラシなどを施設内に掲示する） ・栄養成分表示を行う（エネルギーと食塩相当量は必須とし、他の成分は施設の任意） ※食品表示法の適用を受け、栄養成分表示が義務化されている場合は健康情報提供には該当しない

(申請)

第7条 協力店に登録を希望する施設は、登録申請書（様式第1号）を前橋市長（以下「市長」という。）宛に提出、または電子申請で申請するものとする。

2 市内に複数の施設があり、それらを一括して申請する場合は、代表者が申請台帳（様式第2号）を添えて市長へ申請する。

(審査・台帳)

第8条 市は、登録申請書を受理したときは、申請内容を確認し、適当と認めた場合は、当該施設を協力店として登録する。

2 市は、登録された協力店に対し、登録通知書（様式第3号）及び登録証（様式第4号）を交付する。

3 登録施設は、登録証を掲示する。

4 市は台帳を整備し、保管する。

（支援）

第9条 市は、協力店に登録された施設に対し、次の支援を行う。

（1）市ホームページに、協力店に登録された施設の名称、所在地、協力事項等を掲載する。

（2）登録した協力事項を確保するために、市内の協力店に登録された施設の相談に応じるとともに、必要があれば施設を巡回し、必要な助言を行う。

（3）その他、市が必要と認める支援。

（経費）

第10条 登録にあたり、登録料は徴収しない。ただし、協力事項に要する経費については、協力店に登録された施設が負担する。

（登録の変更）

第11条 協力店に登録された施設が、その登録内容に変更があった場合は、すみやかに変更届（様式第5号）を市に提出、または電子申請で届け出をする。

2 市は、変更届に基づき、台帳の登録内容を変更する。

（登録の廃止）

第12条 協力店に登録された施設が、都合により登録内容での協力ができなくなった場合は、すみやかに廃止届（様式第6号）を市に提出、または電子申請で届け出をするとともに、登録証の掲示を中止する。

2 市は廃止届に基づき、台帳の登録内容を削除する。

（登録の取消）

第13条 市は、次の場合は登録を取り消し、台帳から抹消することができる。

（1）営業施設の廃業届や現地調査等に基づく報告により、協力店に登録された施設が、第6条で定める協力ができない状況であることを確認した場合。

（2）協力店に登録された施設が、暴力団員等であることが判明した場合、法令に違反した場合、その他登録に相応しくない事由が発生した場合。

2 市は、登録を取り消した施設へ登録取消通知書（様式第7号）を交付する。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（附 則）

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

（附 則）

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。